

電力広域的運営推進機関の2020年度 予算及び事業計画の認可について

(趣旨)

令和2年3月2日付けで、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）から経済産業大臣に対し、電気事業法第二十八条の四十八に基づき、2020年度の予算及び事業計画に係る認可申請が行われ、同月12日に経済産業大臣より電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）へ意見を求められたところ（資料4－1）。

これに係る審査を実施したので、経済産業大臣への回答について御検討いただく。

主なポイント

1. 審査方法

広域機関より提出された2020年度の予算及び事業計画について、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（平成12・05・29資第16号。以下「審査基準」という。）第1（35）を基に、当委員会事務局において審査を行った。

2. 審査の結果

予算及び事業計画について、審査基準第1（35）に照らして適正であることを確認した（別紙参照）。

3. 経済産業大臣への回答について

委員会として、資料4－2のとおり、当該認可を行うことに異論がない旨を回答することとしたい。

広域機関の2020年度の予算及び事業計画の審査結果

審査基準第1（35）	審査結果
① 予算にあつては、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成27年経済産業省令第12号。以下「財務会計省令」という。）第3条から第6条までの規定に基づいていること。	● 財務会計省令に基づき、「予算の内容」、「予算総則」、「収入支出予算」、「予備費」が適正に計上されていることを確認した。
② 予算にあつては、広域的運営推進機関が業務を適正かつ確実に実施するために必要十分な費用を計上し、別添2の1.（6）に規定する会費、特別会費及び補てん金を収入としていること。	● ①容量市場のメインオークションに向けたシステム整備や、引き続き必要な詳細設計の検討費用、②バックアップ拠点の更なる整備に向けた検討費用、③広域需給シミュレーションツールを活用した広域連系系統の増強に伴う費用便益評価の実施費用など、業務を適正かつ確実に実施するために必要な費用が適正に計上されていることを確認した。 ● また、全会員からの会費、一般送配電事業者からの特別会費及び前年度繰越金を収入として適正に計上していることを確認した。
③ 予算における人件費その他の費用にあつては、原則として、一般送配電事業託送供給等約款料金審査要領その他の料金審査に係る考え方とそごがないこと。	● 人件費については、事業計画を踏まえた適切な人員計画が立てられ、この計画に基づき適正に計上されていることを確認した。 ● その他の費用については、個別件名毎に内容を確認し、託送原価として認められない費用や過剰な計上がないことを確認し、一般送配電事業託送供給等約款料金審査要領その他の料金審査に係る考え方とそごがないことを確認した。
⑤ 事業計画にあつては、財務会計省令第10条の規定に基づいていること。 ※財務会計省令 第10条 電気事業法第28条の48の事業計画には、法第28条の40各号に掲げる業務に関する計画を記載しなければならない。	● 国の審議会等において示された方針を踏まえて、以下の諸制度への対応が盛り込まれているなど、事業計画は適当と考えられる。 ➢ 北海道本州間連系設備の実施案及び費用負担割合の決定、広域系統整備計画の策定 ➢ バックアップ拠点の更なる整備に向けた検討 ➢ 大規模停電リスクに備えた運用対策の検討 等
⑥ 調達に当たっては、入札等を行うことを原則としていること。	● 調達件名毎に内容を確認し、入札実施を踏まえた費用が計上されていることを確認した。

※審査基準第1（35）④は、「広域的運営推進機関の成立の日を含む事業年度」に関する審査基準のため、該当なし。

(参考)

●電気事業法（昭和36年法律第170号）（抜粋）

（業務）

第二十八条の四十 推進機関は、第28条の4の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。
- 二 第28条の4第1項の規定による指示を行うこと。
- 三 送配電等業務（一般送配電事業者及び送電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。以下この条において同じ。）の実施に関する基本的な指針（第28条の45、第28条の45及び第29条第2項において「送配電等業務指針」という。）を策定すること。
- 四 第29条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による検討及び送付を行うこと。
- 五 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行うこと。
- 六 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。
- 七 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。
- 八 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。
- 九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 十 前各号に掲げるもののほか、第28条の4の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

（予算等の認可）

第二十八条の四十八 推進機関は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に（推進機関の成立の日を含む事業年度にあつては、成立後遅滞なく）、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（委員会の意見の聴取）

第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かななければならない。

一～四 （略）

五 第10条第1項若しくは第2項（これらの規定を第27条の12において準用する場合を含む。）、第14条第2項（第27条の12において準用する場合を含む。）、第18条第1項若しくは第2項ただし書、第22条の2第1項ただし書、第27条の11の2第1項ただし書、第28条の14第1項、第28条の41第3項、第28条の46第1項、第28条の48、第99条第1項又は第99条の6第1項の認可をしようとするとき。

六～十三 （略）

2 （略）

●電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・05・29資第16号）（抜粋）

第1 審査基準

（35）第28条の48の規定による広域的運営推進機関の予算及び事業計画の認可及び変更の認可

第28条の48の規定による広域的運営推進機関の予算及び事業計画の認可及び変更の認可に係る審査基準については、予算又は事業計画が以下の方針に基づき整理されており、広域的運営推進機関の業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められることとする。

- ① 予算にあつては、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成27年経済産業省令第12号。以下「財務会計省令」という。）第3条から第6条までの規定に基づいていること。
- ② 予算にあつては、広域的運営推進機関が業務を適正かつ確実に実施するために必要十分な費用を計上し、別添1の2の1.（6）に規定する会費、特別会費及び補てん金を収入としていること。
- ③ 予算における人件費その他の費用にあつては、原則として、一般送配電事業託送供給等約款料金審査要領その他の料金審査に係る考え方とそごがないこと。
- ④ 広域的運営推進機関の成立の日を含む事業年度にあつては、電気事業法の一部を改正する法律（平成25年法律第74号）による改正前の電気事業法第93条第1項に規定する送配電等業務支援機関の財産を譲り受けようとする場合には、当該財産について第三者による評価等を受けていること。
- ⑤ 事業計画にあつては、財務会計省令第10条の規定に基づいていること。
- ⑥ 調達に当たっては、入札等を行うことを原則としていること。

●広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成27年経済産業省令第12号）（抜粋）

（予算の内容）

第三条 推進機関の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

（予算総則）

第四条 予算総則には、収入支出予算に関する総括的规定を設けるほか、次の事項に関する規定を設けるものとする。

- 一 第七条の規定による債務を負担する行為について、事項ごとにその負担する債務の限度額、その行為に基づいて支出すべき年限及びその必要な理由
- 二 第八条第二項の規定による経費の指定
- 三 その他予算の実施に関し必要な事項

（収入支出予算）

第五条 収入支出予算は、第二条第二項の規定により経理を区分した場合には当該経理ごとに勘定を設け、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従って区分するものとする。

（予備費）

第六条 推進機関は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

2 推進機関は、予備費を使用したときは、速やかに、使用の理由、金額及び積算の基礎を

明らかにした書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

(債務を負担する行為)

第七条 推進機関は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、その業務を行うため必要があるときは、毎事業年度、予算をもって経済産業大臣の認可を受けた金額の範囲内において、債務を負担する行為をすることができる。

第八条・第九条 (略)

(事業計画)

第十条 電気事業法（以下「法」という。）第二十八条の四十八の事業計画には、法第二十八条の四十各号に掲げる業務に関する計画を記載しなければならない。

経済産業省

官 印 省 略
20200302資第27号
令和2年3月12日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

2020年度予算及び事業計画の認可について

電気事業法(昭和39年法律第170号)第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第28条の48に規定する予算及び事業計画の認可について、貴委員会の意見を求めます。

2020年度予算及び事業計画認可申請書

広域総改第2号

2020年3月2日

経済産業大臣 殿

電力広域的運営推
理事長 金本 良
住所 東京都江東区豊洲

電気事業法第28条の48の規定に基づき、2020年度予算及び事業計画の認可を受けたいので、別紙のとおり申請します。



電力広域的運営推進機関 2020年度予算

予算総則

■ 収入支出予算

第1条 電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の2020事業年度収入支出予算は、別紙「2020年度収入支出予算」に掲げるとおりとする。

■ 債務を負担する行為

第2条 本機関が、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（以下「省令」という。）第7条の規定により、2020事業年度において債務を負担する行為ができるものは、次のとおりとする。

事 項	限度額 (百万円)	年 限	理 由
システム開発等に係る経費	6,000	2020年度 ～ 2025年度まで	複数年にわたる契約等を締結する必要があるため

■ 支出予算の流用等

第3条 次に掲げる経費は、省令第8条第2項に規定する予算総則で指定する経費とし、他の経費に相互流用する場合、本機関は、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

（経費名）役職員給与
退職給付引当金繰入
交際費
電源入札拠出金

■ 収入支出予算の弾力条項

第4条 本機関は、会費の増加に伴い収入金が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度として、当該業務に必要な経費の支出に充てることができる。

■ 給与等の制限

第5条 本機関は、支出予算の範囲内であっても、役職員の定数及び給与をこの予算において、予定した定員及び給与の基準をこえてみだりに増加し又は支給してはならない。

(別紙)

2020年度収入支出予算

(単位:千円)

支 出		収 入	
科 目	金 額	科 目	金 額
人件費	1,940,372	会費収入	10,595,429
役職員給与	1,616,612	会費	15,000
退職給付引当金繰入	63,587	特別会費	10,580,429
その他人件費	260,173	その他収入	-
租税公課	7,032	前年度よりの繰越金	1,674,318
固定資産関係費	6,568,780		
有形固定資産取得費	286,189		
無形固定資産取得費	6,262,081		
修繕費用	20,510		
運営費	3,065,894		
支払利息	103,395		
予備費	584,274		
合 計	12,269,747	合 計	12,269,747

2020年度収入支出予算内訳

(単位:千円)

区分	科 目	2019年度 予算 (A)	2020年度 予算(案) (B)	前年差 (B)－(A)	前年差の主な要因	2020年度予算(案)(B) の主な内容
(収入)	収入金合計	10,092,478	12,269,747	2,177,269		
	会費収入	8,685,958	10,595,429	1,909,471	会員数の増 支出計画の増	全会員から徴収 @10,000円 一般送配電事業者10社から徴収
	会費	13,000	15,000	2,000		
	特別会費	8,672,958	10,580,429	1,907,471		
	その他収入	-	-	-		
	前年度よりの繰越金	1,406,520	1,674,318	267,798	支出繰延、想定価格差 等	支出繰延、想定価格差 等

区分	科 目	2019年度 予算 (A)	2020年度 予算(案) (B)	前年差 (B)－(A)	前年差の主な要因	2020年度予算(案)(B) の主な内容
(支出)	支出金合計	10,092,478	12,269,747	2,177,269		
	人件費	1,921,620	1,940,372	18,752		
	役員給与	103,133	103,855	722		理事長1名 理事4名 監事(非)2名
	職員給与	1,502,930	1,512,757	9,827		
	退職給付引当金繰入	63,647	63,587	△ 60		確定拠出年金を含む
	法定厚生費	246,018	249,000	2,982		労働保険、健康保険、厚生年金 等
	その他厚生費	5,892	11,173	5,281		産業医報酬、健康診断費用 等
	租税公課	6,804	7,032	228		印紙税、固定資産税、法人住民税
	固定資産関係費	4,842,563	6,568,780	1,726,217		
	有形固定資産取得費	423,113	286,189	△ 136,924		広域機関システム(ハードウェア) 等
	無形固定資産取得費	4,411,570	6,262,081	1,850,511	ソフトウェア開発による増	広域機関システム(ソフトウェア) 等
	修繕費用	7,880	20,510	12,630		
	運営費	2,969,496	3,065,894	96,398		
	賃借料	418,882	410,772	△ 8,110		豊洲ビル賃料、データセンター賃料 等
	委託費	2,336,469	2,424,413	87,944	容量市場関連の新規委託増 等	システム保守管理、調査案件 等
	通信運搬費	37,678	44,388	6,710		通信回線使用料 等
	消耗品費	51,608	44,979	△ 6,629		水道光熱費、事務用品 等
	旅費	54,235	62,105	7,870		役員及び職員の出張旅費
	研修費	12,813	15,834	3,021		新入社員研修、職員訓練 等
	雑費	57,812	63,404	5,592		評議員・各種委員会の報酬 等
	支払利息	58,040	103,395	45,355	リース案件増による増	
	予備費	293,956	584,274	290,318	支出額の増による	費用の5%を計上

電力広域的運営推進機関 2020年度事業計画

本機関は、「電気事業法」（以下「法」という。）第28条の4に規定する広域的運営推進機関として、電気事業の広域的運営を通じて、全国規模での電力安定供給の確保と送配電設備の効率的利用を推進するため次の業務を行う。

1. 送配電等業務指針の策定及び変更（法第28条の40第3号）

電力系統利用者が、送配電等業務指針等のルールに基づき、円滑に業務を遂行できるよう、業務実態を把握するとともに必要に応じてルールの変更・理解促進活動を行う。

また、国の審議会等において検討された内容を踏まえ、需給調整市場等の新たな制度の導入に伴う送配電等業務指針の変更等の検討を進める。

2. 供給計画の取りまとめ、検討及び経済産業大臣への送付（法第28条の40第4号）**（1）供給計画の取りまとめ**

法令に基づく電気事業者の供給計画の提出を受け付け、需給バランスの見通し、流通設備計画の状況等を的確に取りまとめ、必要に応じ意見を付して2021年3月末までに経済産業大臣に送付する。あわせて、導入される容量市場等との整合を図りながら、取りまとめ方法の改善に向けた検討を進める。

（2）需要想定に関する業務

会員による需要想定が適切かつ円滑に行われるように、想定的前提となる全国経済見通しを策定し、2020年11月末までに公表する。

また、一般送配電事業者たる会員から提出された供給区域ごとの需要想定を基に、全国の需要想定を策定し、供給区域ごとの需要想定とともに、2021年1月末までに公表する。

上記を遂行するにあたり、2019年度の需要想定要領の変更に基づく一般送配電事業者等による需要想定 of 妥当性の確認と、一般送配電事業者および本機関による、会員等に向けた需要想定 of 説明力の向上等、さらなる需要想定業務の改善を図る。

（3）夏季及び冬季の電力需給検証

電気事業者が保有する供給力と短期の需要予測に基づき、供給計画の取りまとめ等の業務との整合を図りつつ、2020年度の夏季及び冬季の需要期にお

ける電力需給状況について検証を行う。

3. 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務（法第28条の40第5号）

（1）電源入札等の要否に関する検討

有識者による委員会において、供給計画の取りまとめ結果及び電力需給検証結果に基づく需給バランスの評価、潜在的な供給力の動向、中長期的な需要動向等を踏まえた総合的な検討を行う。

検討の結果、電源入札等が必要と認められるときは、業務規程等に基づき供給力の確保に向けた取組を進める。

（2）容量市場 メインオークションの実施

2020年度の参加登録・メインオークションに向けて、運営体制・システムの整備に万全を期す。メインオークション後は容量確保契約の締結等の契約管理を着実にを行うとともに、引き続き、必要な詳細制度検討を進める。

（3）需給調整市場の導入に向けた検討

需給調整市場の段階的な導入に備えて、2021年度からその他商品に先行して導入する三次調整力②の準備を2020年度内に完了するとともに、その他商品の市場運営に関わる事項や広域化（広域調達・広域運用）に関する技術検討等を進める。

4. 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整（法第28条の40第8号）

（1）広域系統長期方針

2017年3月に策定した広域系統長期方針に基づき、広域系統整備委員会等において、以下の取組事項の実現に向けた検討を継続する。

①コネクト&マネージに関する取組

N-1電制の本格適用、ノンファーム型接続について、早期実現に向けた具体的対応方法の検討を進める。

また、試行ノンファーム型接続の導入に伴い、試行ノンファーム型適用系統の混雑管理のあり方について、諸外国の実例も踏まえて検討する。

②費用便益評価を用いた広域系統整備計画業務に関する取組

間接オークションやコネクト&マネージの導入等による系統計画業務の環境変化に対応するため、新たな系統計画業務として広域連系系統の増強に伴う社会全体の費用便益を評価し、系統増強やノンファーム適用系統の判断を行う

仕組みである「定期評価」の導入を目指す。

なお、増強の判断には、費用便益評価を用いるとともに、検討の前提となるシミュレーションには、想定潮流の合理化を反映し、広域連系系統の送電容量制約を考慮した広域需給シミュレーションツールを活用する。

③効率的なアクセス業務のあり方に関する取組

現状の電源接続案件募集プロセスや接続検討等のアクセス業務に代わる新たなアクセス検討プロセスの導入に向け、アクセス業務の手順や検討方法、情報公表等について具体化を行う。

新たな中長期的な系統形成を検討するにあたり、国のエネルギー基本計画やエネルギーミックスとの整合を図るとともに、電力レジリエンスの観点からの評価を踏まえ、新たな広域系統長期方針の見直しに向けた検討を進める。

(2) 広域系統整備計画

計画策定プロセスの開始の判断に関しては、現状の検討開始要件に加えて、現行の広域系統長期方針による費用便益評価を用いた広域系統整備計画業務に関する取組を踏まえて、個別の系統における増強の必要性、事業実施主体、費用負担等についての検討を行う。また、広域連系系統の増強に関する費用負担など国における検討の結果を踏まえて、必要に応じて関連規程等の整備を行う。

個別案件のうち、国の要請に基づいて計画策定プロセスを開始した北海道本州間連系設備については、国における費用負担に関する検討の結果を踏まえて、実施案及び費用負担割合を決定したうえで、広域系統整備計画を策定する。

また、東北東京間連系線については、特定負担者の辞退に伴う空き容量に係る費用負担割合を再整理したうえで、広域系統整備計画を見直す。

なお、各広域系統整備計画の円滑な推進のため、進捗状況を定期的に確認するとともに、適宜コスト検証等を行う。

(3) 系統アクセス業務の実施

系統連系希望者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務を適切に行う。

また、電源接続案件募集プロセスについて、対象エリアの送電系統を運用する一般送配電事業者の協力を得ながら、着実に推進する。あわせて、既存発電設備のリプレースの案件が生じた場合には、その内容を確認の上、リプレース案件系統連系募集プロセスの開始要否の判断を行い、着実に推進する。

また、新たな系統アクセス業務の導入に向け、制度変更に伴う詳細ルール

整備や運用上の課題へ対処し、円滑な業務の推進を図る。

これらの業務の遂行に当たっては、系統連系希望者への丁寧な対応及び適切な情報提供を行い、一般送配電事業者とともに系統アクセス業務の改善を図る。

(4) 調整力及び必要予備力のあり方の検討

需給バランス調整及び周波数制御に必要な調整力のあり方、および供給信頼度維持のための必要な予備力のあり方について、各種の状況変化を踏まえつつ、調整力及び需給バランス評価等に関する委員会において、引き続き検討を進める。

具体的には、再生可能エネルギーの増加が調整力の運用や必要量に与える影響、及び容量市場・需給調整市場の導入等を踏まえ、電源の運用状況等のデータの分析、調整力の必要量・必要予備力の算定方法、及び算定ツールの整備等を通じ、調整力及び必要予備力のあり方の検討を行う。

(5) 地域間連系線の管理

間接オークションにおける経過措置計画及び特定負担計画(特定負担に伴うエリア間値差精算の対象となり得る計画)の管理を行う。また、承認電源等の新規及び変更申請を受け付け、定期審査を行う。

間接送電権市場での取引を円滑に進めるべく、関連するシステム改修を完了させ、運用改善を図る。

連系線の運用容量及びマージンは、各検討会での議論及び意見集約の結果を踏まえて算出し、公表する。

また、広域需給調整開始前の送配電自主的取組みによる調整力の広域運用を一般送配電事業者と協調しながら実施する。

(6) 作業停止計画の調整

会員から提出される広域連系系統等の作業停止計画の取りまとめを行う。また、連系線の運用容量に影響を与える広域連系系統等の作業停止計画の調整を行う。

調整及び取りまとめにあたっては、関係事業者との情報共有を図るとともに、電力設備の保全、作業員の安全確保その他の送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、系統を維持及び運用する一般送配電事業者及び連系線利用者や発電事業者と適切に連携する。

複数の既存事業者間の作業停止調整にあたっては、発電抑制量を定格容量比率按分とし、分担された発電抑制量を売買する暫定運用として導入した仕組み

が適切に運用されていることを確認するとともに、適宜改善を図る。さらに、一般送配電調整方式を含む本運用の調整方式について、引き続き検討する。

(7) 需要者スイッチング支援

小売電気事業者と一般送配電事業者間の託送契約の変更手続き等を円滑化するための「スイッチング支援システム」の運用・保守を実施する。

また、スイッチング支援システムの運用上の改善点、追加の機能・運用ルール等を検討するため、引き続き小売電気事業者の改善要望等を随時受け付け、必要に応じてスイッチング支援に関する実務者会議を開催し、議論の概要及び取りまとめ結果を公表する。

(8) 情報通信技術の活用支援

電力系統利用者が、情報通信技術を活用して相互に、又は本機関との間で電子情報を交換するための標準規格について、事業者の業務状況等を踏まえ必要な見直しを行う。

また、会員等が、適切なサイバーセキュリティ対策を実施できるようにするため、国等の情報セキュリティガイドラインの内容を踏まえ、必要に応じ上記標準規格の見直し、普及啓発活動等を行うほか、機関外でのサイバー攻撃被害や情報漏えい事案に関わる情報システムの脆弱性等について、適宜会員等に対し情報提供を行い、会員等の取組を促す。

(9) 系統情報の公表

系統運用の透明性確保のため、国が定める「系統情報の公表の考え方」に基づき、地域間連系線及び全国の電力需給に関する情報等をウェブサイト上で公表する。

また、事業者のニーズを踏まえて、公表機能のさらなる充実化に向け検討を進める。

(10) 業務品質の向上

系統解析ツールを利用し、潮流等の解析を行うことを通じて、広域系統整備計画の策定、系統アクセス検討結果の検証、地域間連系線の管理等の業務品質の向上に努める。

(11) システム開発の円滑な実施

容量市場システムにおいて、一次開発システム（容量オークションに関わる契約管理・実効性テスト等）の開発を着実に進めるとともに、二次開発システ

ム（リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ等）の検討に着手する。

広域機関システムでは、需給調整市場、隣接エリアの調整力を活用した電源Ⅰ'の広域調達、広域予備率の運用に向けた開発について着実に工程を進める。また、広域機関システムの設備増強、拡張を見据え抜本的な改善に向けて改良を行う。

システム開発・保守では、組織体制、業務プロセス、品質等を適切に管理する。

5. 電気の需給の状況の監視（法第28条の40第1号）

（1）会員の需給状況の監視

広域機関システムを通じて会員から提出される各種計画、供給区域ごとの需要や連系線の潮流及び供給力（主要発電所の稼働及び停止状況を含む。）等のデータにより、会員が営む電気事業に係る電気の需給状況を監視する。

また、各種計画が送配電等業務指針に照らして適正な内容で提出されるよう、複数の計画間の整合性及び計画と実績の差（インバランス量）についてチェックを行い、適宜事業者に対する注意喚起を行うとともに、不整合のある計画提出や多量のインバランスの発生を繰り返している事業者に対しては改善を求め、必要に応じて指導を行う。既に指導を行った事業者に対しては、インバランス量を重点的に確認し、改善を確実なものとする。

（2）大規模停電リスクに備えた運用対策

電力システムのレジリエンス向上をはかるため、広域連系系統における系統安定化対策や系統復旧方策のあり方等、広域的な停電発生リスクの低減と停電時間の短縮に向けた検討を行う。

6. 需給の状況が悪化した場合等における会員への指示（法第28条の40第2号）

災害や電源トラブル等においても安定供給を確保するため、会員の電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれが認められる場合は、会員に対して、市場活用も考慮しつつ電気の需給の状況を改善するために必要な指示を行う。

また、再生可能エネルギーの出力増加等で、一般送配電事業者の供給区域の下げ調整力が不足し、又は不足するおそれが認められる場合は、送配電等業務指針に基づき、長周期広域周波数調整を実施する。

一般送配電事業者による再生可能エネルギーの出力抑制が行われたときには、それが適切であったか都度検証するとともに、年間を通じて行った出力抑制機会の公平性についても検証し、公表する。

7. 電気供給事業者からの苦情又は相談の対応及び紛争の解決（法第28条の40第7号）

（1）苦情又は相談の対応

電気供給事業者等から、送配電等業務その他本機関の業務に関する苦情の申出又は相談を受けたときは、その内容に応じて、回答その他の初動措置を速やかに行う。

初動措置では解決できず、更なる対応が必要な案件については、和解の仲介（あっせん・調停）、電気供給事業者に対する指導又は勧告等、必要な措置を講じ、問題の解決に努める。

また、電気供給事業者等の、送配電等業務指針等のルールに基づく業務の改善のため、苦情の申出又は相談の内容を定期的に取りまとめ、本機関のウェブサイトで公表し、広く周知する。

（2）紛争の解決

送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争を解決するため、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づく認証紛争解決事業者として、本機関の役職員以外の学識経験者、弁護士等で構成する紛争解決パネルを設置し、和解の仲介（あっせん・調停）の業務を行う。

8. 電気供給事業者に対する指導、勧告等（法第28条の40第6号）

送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要と認めるときは、業務規程に基づき、電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。

9. 前1.～8.の附帯業務（法第28条の40第9号）

（1）報告書の作成及び公表

業務規程に基づき、電力需給（周波数、電圧及び停電に関する電気の質についての、供給区域ごとの評価、分析を含む。）、電力系統の状況、系統アクセス業務に関する実績、翌年度・中長期の電力需給及び電力系統に関する見通し及び課題、各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等の評価及び検証並びに必要な応じた見直し、に関する報告書を公表する。

（2）調査及び研究

容量市場、需給調整市場、調整力及び需給バランス評価等の検討に資する調査、その他内外の電気事業に関する技術動向、制度政策、電力需給のリスク分析等に関する調査及び研究を行う。

(3) 災害等への対応

緊急時は、2019年度に改正した防災業務計画に基づき構築した緊急連絡体制及び災害対応態勢の下、国や関係機関に対し必要な非常時の情報提供等を行う。一方、平常時は、本機関の災害対応力の強化に向けて災害対応訓練を継続的に実施する。

また、災害等の発生により本拠点の施設や役職員等が被災した場合においては、事業継続計画（BCP）に基づき優先継続業務を確実に遂行できるよう、同計画の実効性向上に向け継続検討を行う。

さらに、本機関は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及び「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づく指定公共機関であることを踏まえ、関係省庁と連携し、国等の情報連絡会、訓練等に積極的に参加し、不測の事態への対応力を高める。

10. 本機関の目的を達するために必要な業務（法28条の40第10号）

(1) 広報

本機関の業務の透明性を高めるため、及び電気供給事業者の利便性向上に資するため、本機関の業務及び電気事業の広域的運営に関する情報の積極的発信、広報の充実・強化に努める。

具体的には、需給状況悪化時の会員への指示等本機関が実施した業務について速やかに公表するほか、本機関において開催する理事会、評議員会、各種委員会等の議案及び議事概要等の資料を、原則としてウェブサイト等により公表する。

また、報道機関等への対応を通じて、本機関の業務に関連した情報を正しく分かりやすく伝える。

(2) 情報システムのセキュリティ対策

本機関が保守・運営する各種情報システムのサイバーセキュリティ対策に万全を期す。具体的には、コンピュータウィルス対策、不正アクセス対策、脆弱性対策等のシステム対策及び第三者による情報セキュリティ監査を遺漏なく行うほか、特に2020年度はオリンピック・パラリンピックによりサイバー攻撃が多発する可能性に備えて役職員への情報セキュリティ教育・訓練を強化する。

(3) バックアップ拠点の確保・維持

災害等により、東京の本拠点が使用不能となるような万一の場合に備え、大阪に構築したバックアップ運用拠点において系統監視等の重要業務が確実に

遂行できるよう、システムの稼働確認を含む職員の対応訓練を実施するとともに、バックアップ拠点の更なる整備について検討し、必要な整備を行う。

(4) 職員の確保・育成

職員の確保については、本機関の的確な業務遂行に必要な要員を常時確保しつつ、中長期的に機関採用職員比率を高めるため、将来性ある新卒者と専門的知見を有する人材の採用を進める。

職員の育成については、O J Tを基本としつつ、能力向上を図るため、採用時研修、内部・外部研修の実施、併せて若手職員を対象とした機関外（関係省庁・電力会社）への出向・派遣を実施する。

(5) その他

政府において検討中の様々な制度改正等を実施することに伴い、所要の本機関の業務が発生する場合は、適時適切に対応する。

(案)

官	印	省	略
番			号
年	月		日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

2020年度予算及び事業計画の認可について（回答）

令和2年3月12日付け20200302資第27号により貴職から当委員会に意見を求められた電力広域的運営推進機関の2020年度予算及び事業計画の認可については、認可することに異存はありません。